

伊予市事業者用電気自動車等導入促進補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 14 日

伊予市告示第 47 号

伊予市事業者用電気自動車等導入促進補助金交付要綱を次のように定める。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、電気自動車又は充電設備等を導入し、地域防災協定を締結する事業者に対し、市が予算の範囲内で伊予市事業者用電気自動車等導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、伊予市補助金等交付規則（令和 3 年伊予市規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、規則において使用する用語の例による。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。）をいう。ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるものを除く。
- (2) 充電設備等 電気自動車を充電するための設備、電気自動車から電力を取り出す設備又はその両方の機能を有する設備であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。
 - ア 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、1 基当たりの定格出力が 10 キロワット以下のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの
 - イ 充電用コンセント 電気自動車に附属する充電ケーブルを接続する 200 ボルト対応の電気自動車専用のプラグの差込口
 - ウ 充電用コンセントスタンド 前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体

エ V2H 充放電設備 電気自動車から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する装置

オ 外部給電器 電気自動車から電力を取り出す装置

(3) 事業者 法人（国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人並びに地方公共団体が出資する法人及び団体を除く。）又は個人事業主をいう。

(4) 地域防災協定 伊予市と事業者が、相互連携を強化することによって、電気自動車を軸とした伊予市の持続可能性及び地域防災力の向上を図る「EV が運ぶ地域の安全・安心プロジェクト」を推進するための協定をいう。

（申請者の要件）

第 3 条 申請者は、自らの事業の用に供する目的で電気自動車又は充電設備等を導入する事業者であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 電気自動車の新車を購入 次のアからオまでの要件を全て満たす者

ア 市内に事務所又は事業所を有すること。

イ 市税の滞納がないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに該当しない者であること。

エ 電気自動車の購入者であり、申請車両の自動車検査証の所有者及び使用者であること。ただし、車両の所有権が留保された購入において、自動車検査証の所有者が自動車販売会社又はローン会社等で使用者が車両購入者であり、自動車検査証の使用が申請者となる場合は、この限りではない。

オ 市長が別に定めるところにより、地域防災協定を締結していること。

(2) 電気自動車をリース契約 次のアからクまでの要件を全て満たす者

ア 市内に事務所又は事業所を有すること。

イ 市税の滞納がないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに該当しない者であること。

エ 申請車両のリース契約者であり、自動車検査証の使用であること。

オ 所有者がリース契約を締結する事業者であること。

カ リースの契約期間が 4 年以上であること。

キ 市長が別に定めるところにより、地域防災協定を締結していること。

ク 申請車両を災害時等に市に貸与することを、自動車検査証の所有者が承諾していること。

(3) 充電設備等を購入 次のアからオまでの要件を全て満たす者

ア 市内に事務所又は事業所を有すること。

イ 市税の滞納がないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号から第 6 号までに該当しない者であること。

エ 充電設備等を設置する事業所等を申請者以外が所有する場合は、充電設備等の設置について当該者の同意を得ていること。

オ 市長が別に定めるところにより、地域防災協定を締結していること。

(補助金の対象)

第 4 条 補助金の対象となる電気自動車は、当該補助金の申請時において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する 4 輪以上のものとする。

(1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において、クリーンエネルギー自動車購入促進補助金の交付対象の車両となっていること。

(2) 使用の本拠の位置が伊予市内であること。

(3) 初度登録(検査)を受けた新車であること。

(4) 自動車検査証の燃料の種類が「電気」であること。

(5) 導入する電気自動車について、市が行っている他の制度による助成を受けていないこと。

2 補助金の対象となる充電設備等は、当該補助金の申請時において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する未使用のものとする。

(1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付対象機種となっている充電設備等であること。

(2) 市内の事務所又は事業所に設置される充電設備等であること。

(3) リースによるものでないこと。

(4) 導入する充電設備等について、市が行っている他の制度による助成を受けていないこと。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、別表第 1 のとおりとする。

2 同一年度内において補助金の交付対象となる電気自動車の台数は、申請者ごとに 1 年度につき 2 台とし、充電設備等の台数は申請者ごとに 1 年度につき 1 台とする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 規則第 5 条第 1 項に規定する申請は、様式第 1 号により行うものとする。

2 申請の期間は、電気自動車にあっては自動車検査証の初度登録（検査）の年月が属する月の月末から起算して 1 年以内、充電設備等にあっては保証開始日から起算して 1 年以内とする。

（交付の決定）

第 7 条 規則第 6 条第 1 項に規定する補助金の交付の可否の決定は、前条の規定により提出された申請書を受け付けた順序により行うものとする。

2 規則第 6 条第 3 項に規定する通知は、規則第 13 条に規定する通知と併せて様式第 2 号により行うものとする。

（補助金の請求）

第 8 条 規則第 15 条第 2 項に規定する請求は、様式第 3 号により行うものとする。

（協力）

第 9 条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 地域防災協定に基づく災害時の協力要請

(2) その他本市の地球温暖化対策事業に係る事業協力

（財産の処分等）

第 10 条 規則第 18 条ただし書きに規定する期間は、別表第 2 のとおりとし、同条第 2 号に規定する機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格の単価が 50 万円を超えるものとする。

2 市長は、補助金の交付を受けた者が規則第 18 条本文の承認を受け、電気自動車等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（帳簿等の整備）

第 11 条 規則第 19 条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた者は、補助事業の施行に関する証拠書類、帳簿等を当該財産の処分を行った日又は

前条に規定する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

補助金の額	電気自動車	35 万円
	充電設備等	本体価格から国等の補助金による収入を控除した額の 1/2 又は 10 万円のいずれか低い額とする。

別表第 2（第 10 条関係）

区分	処分制限期間
電気自動車	4 年
普通充電設備 充電用コンセント 充電用コンセントスタンド V2H 充放電設備	5 年
外部給電器	3 年